

## 決議案 第 号

## 北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議

去る6月15日、北朝鮮は我が国をはじめ国際社会からの再三にわたる強い警告と非難にもかかわらず、弾道ミサイルを複数発射した。

着弾地点は我が国の排他的経済水域内であり、日常的に多くの船舶が往来する。また、本県の漁船が操業する区域であり、当時、着弾地点の近海漁場で本県漁船が操業を行っていた。県民の安全・安心に重大な脅威を及ぼすとともに、とりわけ漁業関係者には行為のたびに不安と経済的負担を与えている。

北朝鮮の行為は国連安保理決議に明白に違反する、国際社会への重大な挑発的行為である。国際社会の平和と安定を強く損なうものであり、絶対に容認することはできない。

よって、本県議会は、今回の北朝鮮の行為に対して断固抗議するとともに、我が国政府においては、我が国の安全を脅かすこのような行為が繰り返されることのないよう、国際社会と更なる連携を図りながら、北朝鮮に対し毅然とした態度で実効ある措置を講じられるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月 日

兵 庫 県 議 会